

解説



IFRIC解釈指針案D25号 持分金融商品による金融負債の消滅 (Extinguishing Financial Liabilities with Equity Instruments)

国際会計基準審議会 (IASB) 実務研究員 公認会計士 おおき まさし 大木 正志

1 はじめに

国際財務報告解釈指針委員会 (IFRIC) は、昨今の金融危機を背景とした2つの典型的な金融取引についてガイダンスを提供するようリクエストを受けた。1つは、経済危機により過剰債務返済に窮した企業が持分金融商品 (株式など) を金融機関に発行することと引き換えに金融負債を消滅させる取引、いわゆるデット・エクイティ・スワップ取引である。IFRICは、発行体側の会計処理ガイダンスとして、解釈指針案を

2009年8月に公表した。もう1つは、経済危機の中で資本充実を急ぐ多国籍企業による、各国資本市場でのグローバルな新株予約権の発行である。IFRICの議論とボードの議論を経て、ボードは、外貨建新株予約権の分類を明確化するべくIAS第32号の改訂案を2009年8月に公表した。

本稿では、IFRIC解釈指針案D25号「持分金融商品による金融負債の消滅」の提案内容について詳しく解説することとしたい。なお、IAS第32号改訂提案内容については、本誌65頁の「IFRIC活動状況報告」を参考いただきたい。

2

IFRIC解釈指針案D25号 持分金融商品による金融 負債の消滅 (Extinguish- ing Financial Liabilities with Equity Instruments)

背景

資金の借手と貸手は金融負債の条件について再交渉し、借手が貸手に対して持分金融商品 (例えば、株式) を発行することにより金融負債の全体又は一部が消滅することがある。かかる取引はデット・エクイティ・スワップと呼ばれる。IFRICは、そのような取引に関してガイダンスを提供するようリクエストを受けた (第1項)。

適用範囲

解釈指針 (案) は、自己が負っている金融負債の契約条件を再交渉する借手側、すなわち、負債の全部又は一部を消滅させるために持分金融商品を発行する企業側の会計処理を取り扱う。貸手側の会計処理は適用対象外である (第2項)。

論点 (第3項)

- ・ 企業の持分金融商品は、IAS第

公開草案名称	コメント期間
IFRIC解釈指針案D25号 持分金融商品による金融負債の消滅 (Extinguishing Financial Liabilities with Equity Instruments)	公表日より60日間
IASB公開草案2009/9号 IAS第32号改訂案 新株予約権の分類 (Classification of Rights Issue)	公表日より30日間

筆者は、IASB実務研究員 (Practice Fellow) としてIFRIC関連プロジェクト及びボード年次改善プロジェクトに従事している。IFRIC解釈指針案D25号については、プロジェクト・マネジャーを担当している。過

去のペーパーは、IASBウェブサイト (<http://www.iasb.org>) のIFRICプロジェクトページにて入手可能である。なお、文中の意見にわたる部分は筆者の見解であることをあらかじめお断りしておく。

39号第41項にいう「支払対価」(consideration paid)であるか。

- 企業は、金融負債を消滅させるために発行された持分金融商品をいかに当初測定すべきか。
- 企業は、消滅した金融負債の帳簿価額と発行された持分金融商品の当初測定金額の差額をいかに会計処理するか。

コンセンサス

金融負債の全体若しくは部分を消滅させるために実施される、貸手に対する持分金融商品の発行は、IAS第39号第41項にいう支払対価 (consideration paid) である。企業は、IAS第39号第39項に従い、金融負債が消滅する際に金融負債 (若しくはその一部) を財政状態計算書から除去しなければならない (第4項)。

企業は、金融負債の全部若しくは一部を消滅させるために貸手に発行された持分金融商品を、発行された持分金融商品の公正価値又は消滅した金融負債の公正価値のいずれかより信頼性が高く決定できる金額で当初測定しなければならない (第5項)。

企業は、IAS第39号第41項に従い、消滅した金融負債 (若しくはその一部) の帳簿価額と発行された持分金融商品の初度測定金額の差額を損益として認識しなければならない (第6項)。

持分金融商品の発行により金融負債の一部のみが消滅した場合、企業は、残存する金融負債の契約条件が当初の金融負債の契約条件から著しく異なる (substantially different) かどうか判定しなければならない。もし、残存する金融負債の契約条件が当初の金融負債の契約条件から著しく異なる場合、企業はIAS第39号第40項に従い、当該変更を当初金融

負債の消滅及び新しい金融負債の認識として当該取引を会計処理しなければならない (第7項)。

企業は、消滅した金融負債の帳簿価額と発行した持分金融商品の初度測定金額の差額 (損益) を包括利益計算書及び個別損益計算書 (表示する場合) において利得又は損失として別個に表示するか、若しくは、注記にて開示しなければならない (第8項)。

適用日及び移行措置

本解釈指針 (案) の適用日は、最終解釈指針公表時に決定される。開示を条件に早期適用が認められる (第9項)。

本解釈指針 (案) は、表示されている最も早い比較期間の期首より、IAS第8号「会計方針、会計上の見積もりの変更及び誤謬」に準拠して会計方針の変更として適用されなければならない (第10項)。

付録：IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」の改訂

IFRS初度適用者は、本解釈指針案の移行措置を適用してもよい (IFRS第1号第D25項)。

3 結論の背景

はじめに

IFRICは、IAS第39号「金融商品：認識と測定」及びIAS第32号「金融商品：表示」を、企業が全部又は一部の金融負債を消滅させるために自己の持分金融商品を発行する取引にいかに適用するかに関してガイダンスのリクエストを受けた。

IFRICは、資金の貸手が債務返済に窮している借手に対して対処する方法として、例えば、次のような手段を用いることを認識した。

- 貸付金を市場にて他の投資家に売却する
- 貸付金の貸出条件について再交渉する (例えば、返済期限の延長、支払金利レートの減少)
- 貸付金の全部若しくは一部の返済手段として、借手の持分金融商品を受け取る (デット・エクイティ・スワップ)

IFRICは、企業が発行した持分金融商品の測定に関して、実務でのばらつきがあることを知らされた。ある者は、発行した持分金融商品を金融負債の帳簿価額で認識し、利得又は損失を損益として認識しない。また、ある者は、発行した持分金融商品を金融負債又は持分金融商品の公正価値で認識し、金融負債の帳簿価額との差額を損益として認識する。

適用範囲

解釈指針 (案) は、自己が負っている金融負債の契約条件を再交渉する借手側、すなわち負債の全部又は一部を消滅させるために持分金融商品を発行した企業側の会計処理を取り扱う。IAS第39号等他の基準に関連規定が存在することから、貸手側の会計処理は定めていない。

IFRICは、取引実行時に貸手が同時に株主であるような状況 (すなわち、株主からの借入金についてデット・エクイティ・スワップを実行する場合) についてガイダンスを提供すべきか検討した。しかしながら、IFRICは、かかる金融負債 (株主からの借入金) の消滅のための持分金融商品の発行が株主の資格に基づく株主との取引であるか否かを判定することは、事実と状況に依拠する判断の問題であるとした。したがって、IFRICは、解釈指針案はこのような取引を取り扱うべきではないと結論

した。

企業の持分金融商品は、IAS第39号第41項にいう「支払対価」(consideration paid) であるか

IFRICは、現行のIFRSに持分金融商品の発行に関する会計ガイダンスが存在しないことを認識した。IAS第39号第41項により、企業は消滅する金融負債の帳簿価額と支払対価の差額を損益として認識しなければならない。本パラグラフは、譲渡する非現金資産と引き受けた金融負債が支払対価に含まれる、と明示的に記述しているものの、発行された持分金融商品について特段に触れていない。したがって、ある者は、持分金融商品が支払対価に含まれないとする見解を持っている。この見解によれば、IFRSは持分金融商品の一般的な当初測定について何も規定しておらず、さまざまな実務がみられるとしている。そのような実務の一例は、発行された持分金融商品を消滅する金融負債の帳簿価額にて認識するものである。

しかしながら、IFRICは、IFRS第2号「株式報酬」は、持分金融商品が財貨又はサービスの対価として支払対価に含まれること、また、IFRS第3号「企業結合」は、持分金融商品が事業の支配権を獲得するための対価に含まれることを明示していることに注目した。

IFRICはまた、金融負債の消滅のための持分金融商品発行は、2つの取引から構成されると分析することができる。まず、借手に対して、現金を対価に新規の持分金融商品が発行される。次に、この現金が金融負債の消滅のために利用されることに貸手が合意する。また、別の視点で2つの取引を分析すれば、ま

ず最初の取引は、当初の金融負債の消滅及びIAS第39号第40項に基づく新しい金融負債の認識に帰結する、金融負債の借入条件に関する再交渉ととらえることができる。2つ目の取引は、新たに合意された借入条件に従った、新しい金融負債の持分金融商品への転換ととらえることができる。

この分析に従って、IFRICは、金融負債の消滅のために発行された持分金融商品がIAS第39号第41項にいう支払対価に含まれると結論した。**企業は、金融負債を消滅させるために発行された持分金融商品をいかに測定すべきか**

IFRICは、IFRSには、下記の特定期限に関するガイダンスを除き、持分金融商品の初度認識測定に関する一般原則が存在しないことを認識した。

- 複合金融商品の当初認識 (IAS第32号)。資本部分へ配分される金額は、複合金融商品全体の公正価値から金融負債部分の公正価値を控除した残余である。
- 自己株式の購入、再発行又は取消し (IAS第32号)。自己の持分金融商品の購入、売却、再発行若しくは取消しから、損益として認識する利得・損失は発生しない。これらは株主としての資格に基づく株主との取引である。
- 株式報酬取引で発行される持分金融商品 (IFRS第2号)。持分決済型の株式報酬取引について、企業は、受け取った財貨・サービスと、これに対応する資本の増加を、信頼性をもって見積もることができる限り、受け取った財貨・サービスの公正価値で直接的に測定する。もし、企業が受領した財貨・サービス (例えば、従業員との取

引)の公正価値を信頼性をもって見積もることができない場合には、企業は受け取った財貨・サービスとこれに対応する資本の増加を、付与された持分金融商品の公正価値を参照して間接的に測定する。

- 企業結合で移転される対価 (IFRS第3号)。企業結合で移転される対価合計は公正価値で測定される。これには、取得者により発行される株式持分の取得日時点の公正価値が含まれる。

しかしながら、IFRICは、IFRSの一般原則によれば、資本は残余部分であり、資産と負債の変化を参照して当初測定されるべきであると認識した (フレームワーク及びIFRS第2号)。IFRS第2号により、持分金融商品の発行を見返りとして財貨又はサービスを受領するとき、企業は受領した財貨又はサービスの公正価値で資本の増加を直接的に測定すべきことについて明白である。また、IFRS第3号により、企業の持分金融商品が移転対価の一部である場合、それらが公正価値で測定されることは明白である。

IFRICは、金融負債を消滅させるために持分金融商品が発行されたとき、同様の原則が適用されるべきとした。しかしながら、IFRICは、借手が財務的に困難な状況にある場合、発行された持分金融商品及び消滅した金融負債の公正価値測定に実務的な困難が伴うことがあり得ることを懸念した。したがって、IFRICは、金融負債の消滅のために発行された持分金融商品を、その持分金融商品の公正価値又は消滅した金融負債の公正価値のいずれか信頼性をもって測定できる公正価値で当初測定されるべきと結論した。

企業は、消滅した金融負債の帳簿価額と支払対価の差額をいかに会計処理するか

IAS第39号第41項に従い、企業は、消滅した金融負債の帳簿価額と発行した持分金融商品の初度測定金額の差額に関する利得又は損失を損益に含めて認識しなければならない。この要求は、フレームワークの収益に関する議論と整合する。

- 収益とは、当該会計期間中の資産の流入若しくは増加又は負債の減少の形を採る経済的便益の増加であり、持分参加者からの拠出に関連するもの以外の持分の増加を生じさせるものをいう（第70項(a)）。
- 利得は収益の定義を満たすその他の項目を示し、企業の通常の活動の過程において発生するもの発生しないものとがある。利得は、経済的便益の増加額を示す（第75項）。
- 収益は負債の決済から生じることがある。例えば、企業は借入金の返済義務の履行のために貸付者に財貨及びサービスを提供することがある（第77項）。

全体の消滅

IFRICは、再交渉によって許容されることとなる、持分金融商品の発行による金融負債の消滅は、常に、金融負債の借入条件の著しい変更（substantial modification）であることに注目した。金融負債消滅のための持分金融商品発行は、まず、自己の持分金融商品による決済を許容するための金融負債の借入条件変更として分析することができる。IAS第39号第40項により、既存の金融負債の借入条件の著しい変更は、当初の金融負債の消滅及び新しい金融負債の認識として会計処理されなければ

ならない。両者のいかなる差額も損益として認識される。

同様に、IFRICは、企業が転換型金融商品の条件を変更して早期転換を促す場合、IAS第32号に従い、保有者に対して支払う追加的対価を損益として認識しなければならないことに注目した。したがって、IFRICは、企業がある金融商品を自己の持分金融商品の発行により決済する場合で、かつ、この決済が契約の当初条件に基づくものでない場合、企業は利得又は損失を損益として認識しなければならない、と結論した。

以上の結論から、企業は、消滅した金融負債の帳簿価額とその金融負債の公正価値若しくは発行した持分金融商品の公正価値のいずれか信頼性をもって測定できる金額との差額につき利得又は損失を損益に含めて認識しなければならない、とIFRICは結論した。

部分の消滅

IFRICは、金融負債のリストラクチャリングが、しばしば持分金融商品の発行による金融負債の部分的決済と残余金融負債の借入条件の変更を伴うことを認識した。したがって、IFRICは部分的な消滅に関するガイダンスを解釈指針案に含めることとした。部分の消滅の場合でも、全体の消滅における議論が、部分的に消滅する金融負債に関して適用される。

表示

IFRICは、企業は消滅する金融負債の帳簿価額と持分金融商品の当初測定金額の差額（損益）を包括利益計算書及び個別損益計算書（表示する場合）において利得又は損失として別個に表示するか、若しくは注記にて開示しなければならない、と決定した。この要求は、その他のIFRS

の要求と整合している。例えば、

- 利得が損益計算書で認識される場合には、その情報が経済的意思決定を行うために有用であるため、利得は、通常は別個に表示される（フレームワーク第76項）。
- 企業は、財務状況を理解する上で適切になる場合には、追加的な表示項目、見出し及び小計を包括利益計算書及び個別財務諸表（表示する場合）の本体上に表示しなければならない（IAS第1号第85項）。
- 企業は、金融負債から生じる純利得又は純損失を包括利益計算書上若しくは注記にて開示しなければならない（IFRS第7号第20項）。

移行措置

IFRICは、公正価値の遡及的決定が問題をはらむ場合があることを認識しつつも、解釈指針（案）が遡及的に適用されるべきと結論した。IFRICは、IAS第8号が遡及的適用が実務的でない場合のガイダンスを提供していることに注目した。IFRICは、将来の取引に関してすべての企業に対して一律に将来的適用（prospective application）を求めるよりは、遡及的適用（retrospective application）を実施することができる企業に対しては遡及的適用を求めることが望ましいと結論した。しかしながら、移行措置を単純化するために、IFRICは、表示されている最も早い比較期間の期首より遡及的適用を求めるべきと結論した。なぜならば、さらに早い期間に対して遡及的適用を求めると、結局は資本の部における表示組換に止まるだけであるためである。

教材コード	J 0 2 0 5 3 3
研修コード	2 1 0 3 0 9
履修単位	1単位